

県央ブロックごみ処理施設整備候補地について

平成29年5月30日

環 境 部

1 ごみ処理施設整備候補地について

(1) 検討委員会による整備候補地（3か所）の選定

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下「協議会」という。）では、平成41年度からの稼働を予定している県央ブロックのごみ焼却施設の整備候補地について、平成27年9月に県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、選定作業を進めてきた。

平成29年3月30日、検討委員会から協議会に対し、基盤整備や収集運搬に係る経済性に優れ、余熱利用の可能性の高い場所として選定された最終整備候補地3か所が報告された。

選定された3か所は、いずれも整備に適した立地条件であり、候補地としての順位付けはなされていない。

(2) 協議会による整備候補地（4か所）の決定

検討委員会からの最終整備候補地の報告後、盛岡商工会議所都南地域運営協議会（以下「都南地域運営協議会」という。）から協議会に対し、盛岡南インターチェンジ付近への施設整備に関する要望書が提出された。

協議会では、当該要望の場所について、検討委員会報告書の付帯意見に基づき、除外要件及び立地回避要件を確認し、検討委員会が使用した評価項目等に基づいて、検討委員会が選定した3か所の候補地と同等の立地条件であると判断し、平成29年5月24日に開催した協議会において、次の4か所を整備候補地として決定した。

【整備候補地4か所】 ※番号は、南側から順に付番している。

番号	候補地	選定理由
①	盛岡南インターチェンジ付近 (要望場所)	基本構想で想定している中継施設1か所が整備不要となる可能性があり、敷地も平坦である。また、都南地域運営協議会から要望書が提出された場所である。
②	都南工業団地付近	排出重心に近く収集運搬の経済性に優れており、基本構想で想定している中継施設1か所が整備不要となる可能性がある。また、都南工業団地に近接しており、周辺に住家が少ない。
③	盛岡インターチェンジ付近	排出重心に近く収集運搬の経済性に優れており、敷地も平坦で大規模な造成工事を必要としない。平成28年8月、協議会において市民に対し整備候補地適地の情報提供を求めた際に、土地所有者からの情報が寄せられた場所である。
④	盛岡市クリーンセンター敷地	既存の盛岡市クリーンセンターの敷地で、新たな造成工事は不要であり、既存施設を稼働したまま新施設の整備が可能である。また、既存余熱利用施設の活用が可能である。

備考 候補地の位置図は、4～6ページのとおり。

## 2 検討委員会からの報告書

### (1) 最終整備候補地の選定

検討委員会では、平成27年9月から平成29年3月までの間、13回の委員会を開催して整備候補地の選定作業を進め、平成29年3月30日、最終整備候補地を取りまとめた検討委員会報告書を協議会会長である盛岡市長あてに提出した。

報告書は、評価項目の判断基準による評価（アクセスの容易性、地質、用地確保の容易性、運搬経費の経済性、候補地選定の合意形成、開発投資の経済性など14評価項目）や委員による相対的評価（技術面、環境面、土地利用面など6評価項目）及び現地調査（アクセス、周辺環境、土地状況など9評価項目）を行い、最終整備候補地3か所を選定している。

### (2) 検討委員会の付帯意見

検討委員会報告書には、「住民の合意と協力が不可欠であること。」など、6つの区分で合計20項目の付帯意見が付されている。

#### ア 周辺住民の合意形成

「新ごみ焼却施設整備予定地の決定に当たって、住民の合意と協力が不可欠であることから誠意をもって説明を行うこと。」など

#### イ 環境アセスメントの留意事項

「周辺住民の不安や心配を解消するため、調査内容について詳細な説明を行うとともに、周辺住民等の疑問には丁寧な対応をすること。」など

#### ウ 環境・景観の配慮事項

「施設整備に当っては、生活環境保全のため、最新の知見に基づく技術を導入し、最高レベルの施設を目指すこと。」など

#### エ 施設の付帯機能（余熱利用・還元施設等）

「施設整備に当たり、高効率のエネルギー回収施設を目指すとともに、太陽光などの再生可能エネルギーを取り入れた自然調和型施設の整備に努めること。」など

#### オ ごみ減量化・3R推進等の取組について

「ごみのリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R推進に積極的に取り組むこと。」など

#### カ 要望書等の取扱いについて

「都南地域運営協議会からの要望については、検討委員会が設定した、除外要件や立地回避要件、評価項目に基づき、協議会において判断すること。」、「現クリーンセンターに係る覚書の取扱いについては、盛岡市が自治会と誠意を持って協議すること。」など

検討委員会報告書は、別添のとおり。

## 3 都南地域運営協議会からの要望の取扱いについて

### (1) 要望書提出の経緯について

平成29年1月23日に都南地域運営協議会から「県央ブロックごみ処理施設整備候補地について」の要望書が検討委員会あてに提出されたが、具体的な要望場所が示されていないため、検討委員会では最終整備候補地の報告において「除外要件や立地回避要件、評価項目に基づき

広域化推進協議会において取扱いの判断をされるよう要望する。」との付帯意見を付した。

その後、4月20日に都南地域運営協議会から協議会に対し、具体的な場所を記載した要望書が提出されたことから、協議会において、整備候補地として取り扱うかどうかの判断を行った。

## (2) 要望に対する考え方について

ごみ焼却施設にはマイナスイメージを持たれることが多く、整備に当たり地域住民との合意に多くの時間を要する事例がある中で、当該要望は、高付加価値型農業（余熱を利用したハウス栽培）の導入など、ごみ焼却施設を地域振興・農業振興に寄与する施設として捉えた上での要望であることから、協議会においては整備候補地の選定候補に加えることが相当であると考えた。

なお、平成28年8月、協議会において市民に対し整備候補地適地の情報提供を求めた際、「建築物」と「圃場整備」の要件については、土地所有者等の承諾が得られるような場合には、整備候補地の対象として取り扱うこととしていたものである。

## (3) 整備候補地としての取扱いについて

除外要件及び立地回避要件を確認した上、第2次整備候補地9か所を選定する際に使用した評価項目であるアクセスの容易性（2車線以上道路に近接）、候補地選定の合意形成（要望場所）、開発投資の経済性（上水道、下水道、電気）、敷地面積の確保、地形、搬入道路の集落通過（主要道路以外の搬入道路通過）などに優れており、委員会報告書の最終整備候補地と同等の立地条件であることが確認された。

さらに、県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想で想定している中継施設1か所が整備不要となる可能性があることや、地域振興策の提案が周辺農地の付加価値を高める農業振興の点を考慮しているなどを踏まえ、協議会（平成29年5月24日）において取扱いを協議し、整備候補地に位置付けることとしたものである。

## 4 これまでの経過（検討委員会報告以降）

平成29年3月30日 検討委員会から協議会会長に対する報告書の提出

平成29年5月24日 協議会において、整備候補地を決定

平成29年5月30日 盛岡市議会全員協議会で説明

協議会会長（盛岡市長）記者会見による公表

## 5 今後のスケジュール

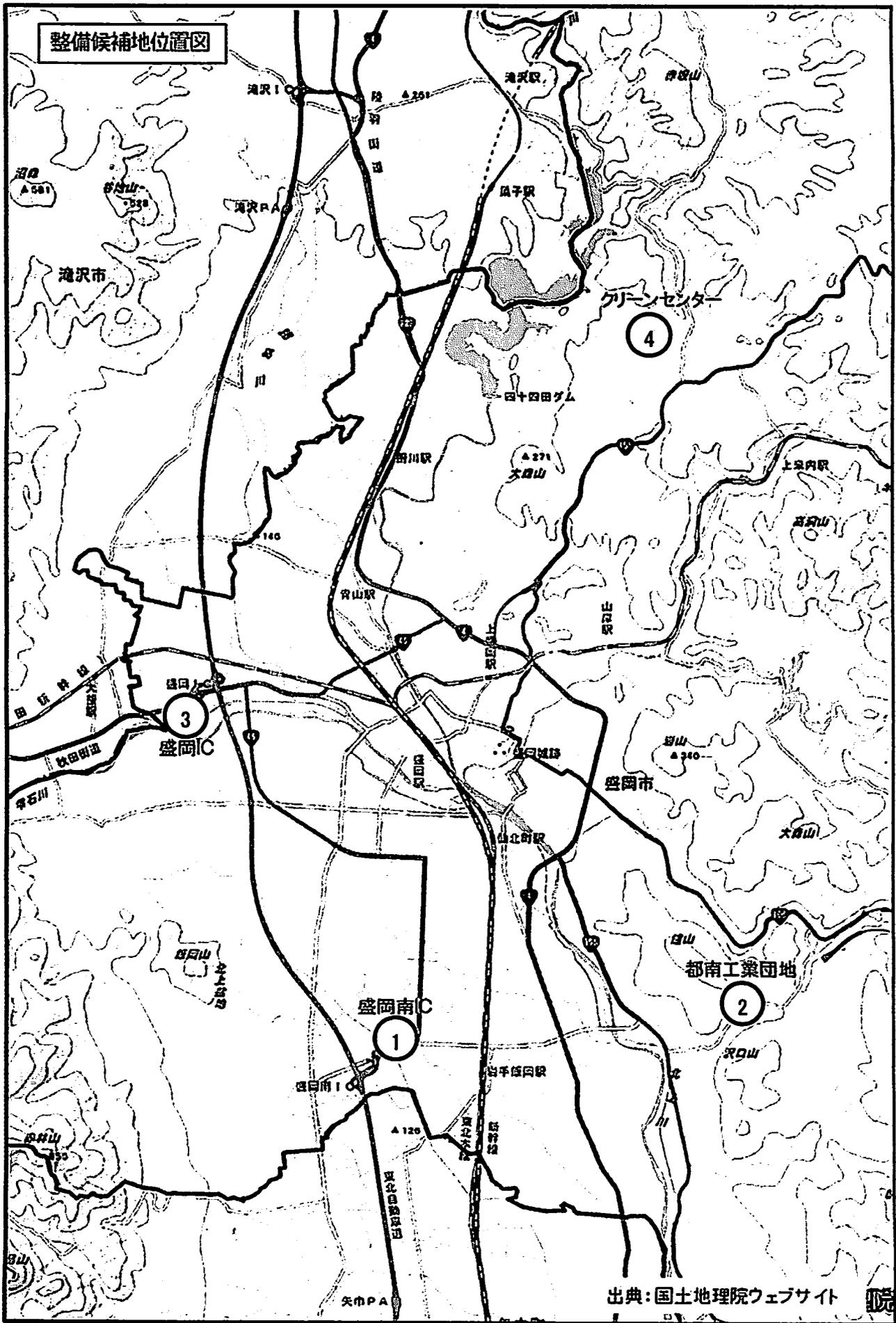
地元町内会・自治会に対して整備候補地決定の経緯や住民説明会の開催について説明した上で、地元住民への説明会を行いながら、平成30年2月を目処に整備予定地（1か所）の決定を目指す。

平成29年5月31日～ 整備候補地関係町内会・自治会及び住民説明会日程調整

平成29年6月～ 住民説明会（候補地4か所×必要回数（町内会・自治会ごとを想定））

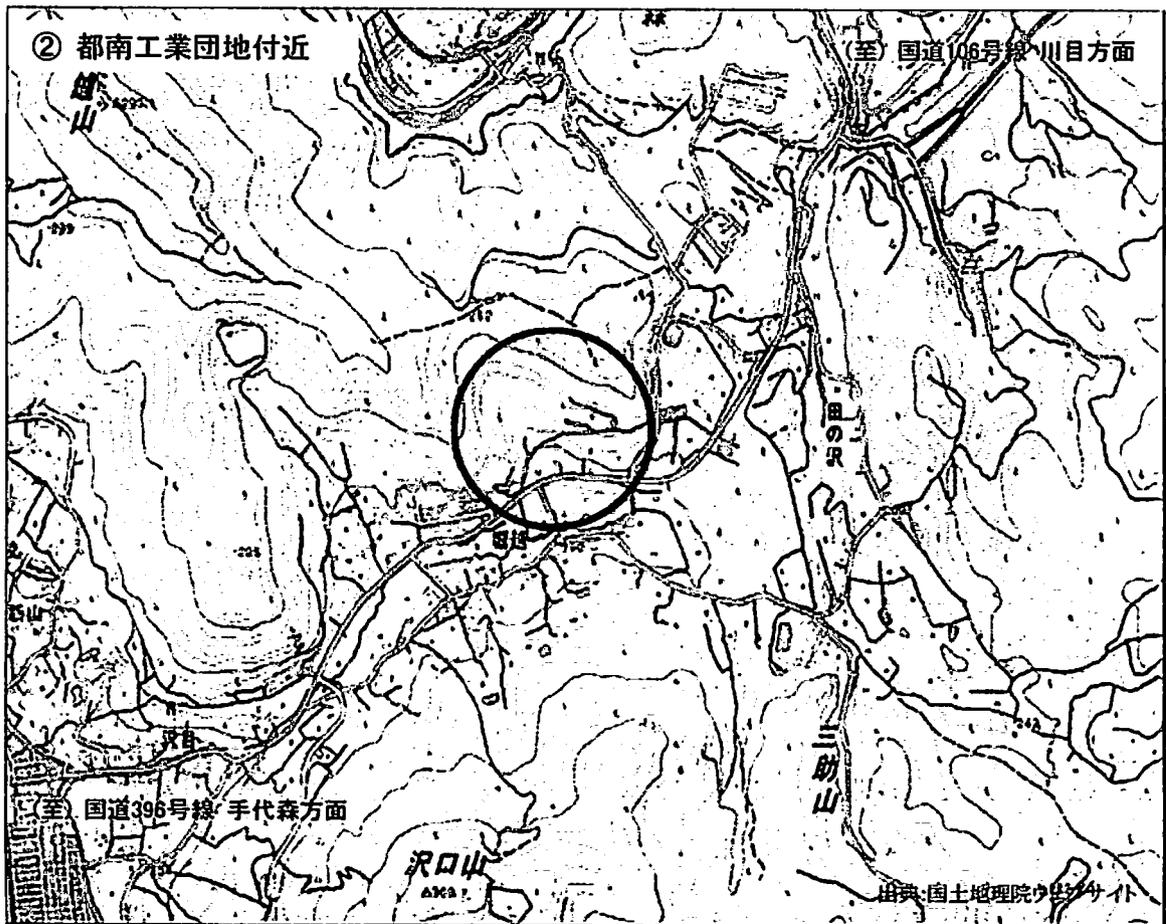
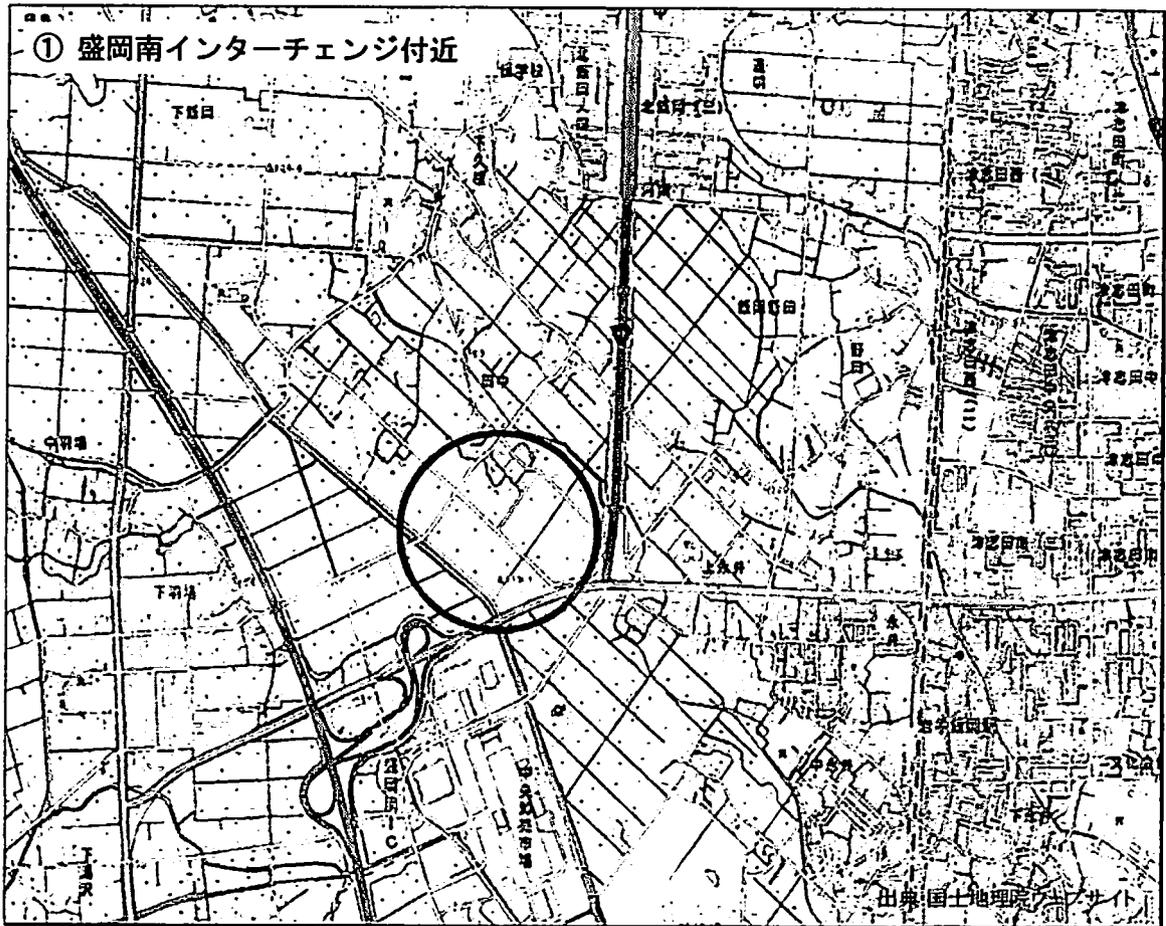
平成30年2月頃 整備予定地（1か所）決定

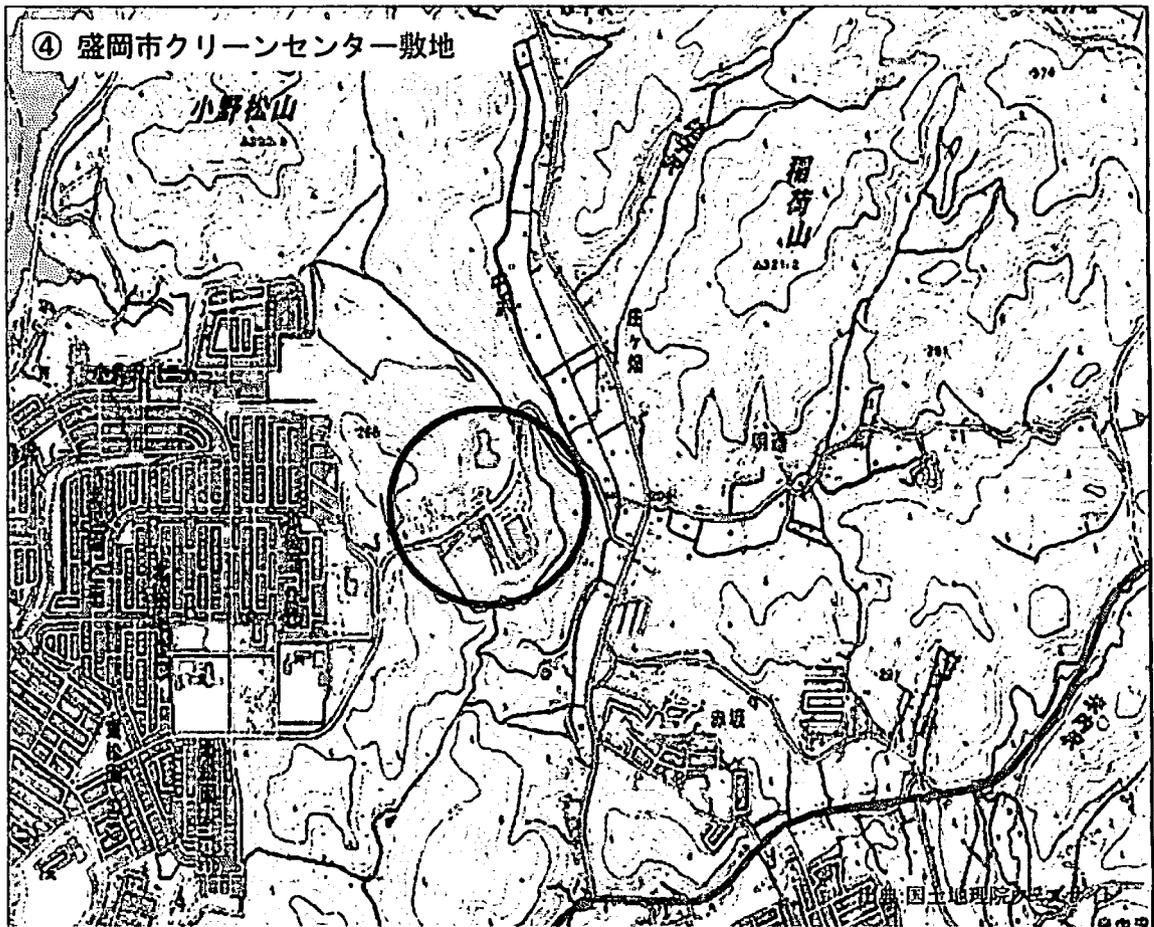
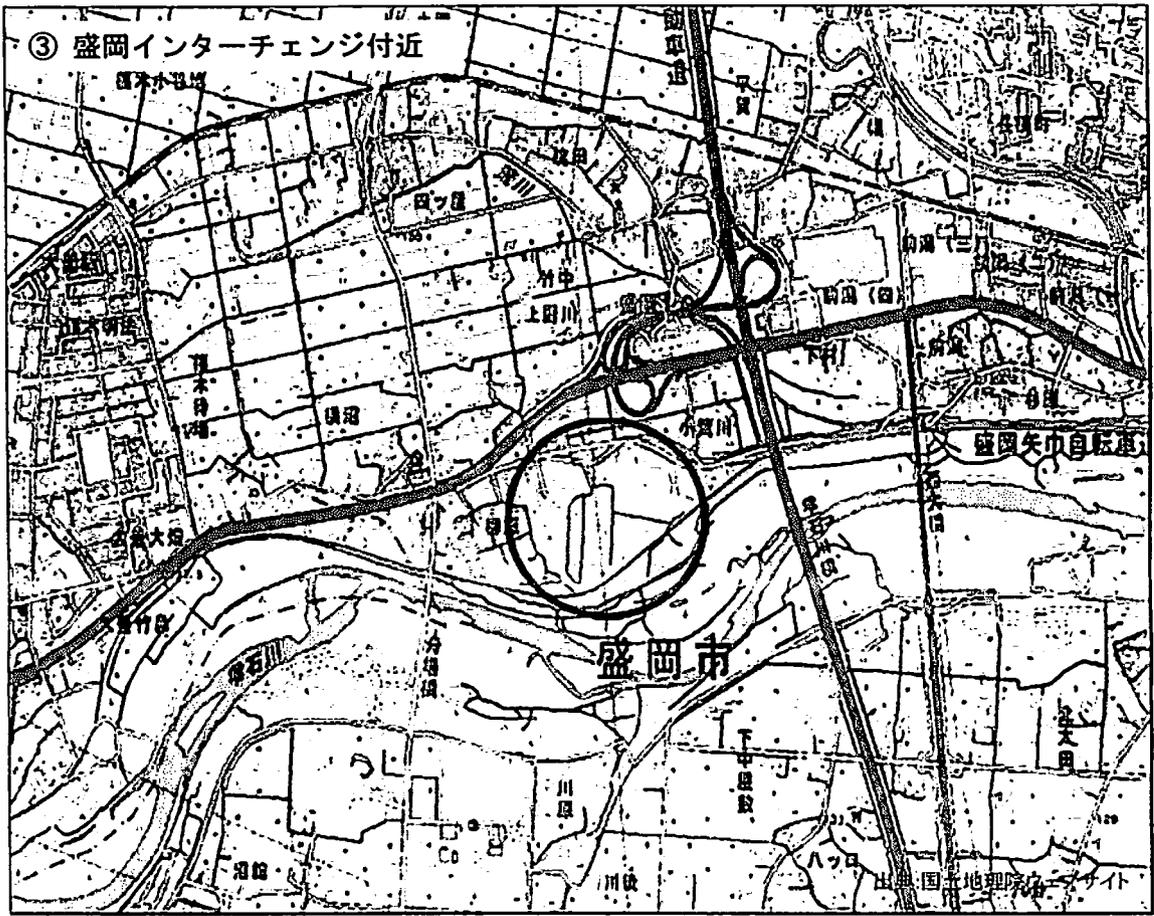
整備候補地位置図



出典：国土地理院ウェブサイト







# 報 告 書

平成 29 年 3 月

県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会

## 目 次

### 本 編

1. はじめに	1
2. 整備候補地選定結果	2
3. 選定経過	5
(1) 整備候補地選定条件	5
(2) 検討委員会作業実績・フローチャート	8
(3) 検討委員会開催状況	10
4. 付帯意見	13
(1) 周辺住民の合意形成	13
(2) 環境アセスメントの留意事項	13
(3) 環境・景観の配慮事項	13
(4) 施設の付帯機能（余熱利用・還元施設等）	14
(5) ごみ減量化・3R推進等の取組について	14
(6) 要望書等の取扱いについて	14

### 資料編

1. 県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会委員名簿	資料-1
2. 県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会設置要綱	資料-2
3. 県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会傍聴要領	資料-3

## 1. はじめに

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下「協議会」という。）では、平成41年度を目標にブロック内のごみの焼却処理を広域で実施するため、平成27年1月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。

この基本構想に基づき、今後、盛岡市内に整備する新ごみ焼却施設の整備候補地を選定するため、協議会からの委嘱を受け、平成27年9月に「県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が設置されました。

これまで検討委員会では、地域特性や施設整備に関する専門的な知見等を踏まえ、1年7か月にわたる積極的な議論によって、調査対象地として446か所を抽出し、段階的な絞り込みを行い、現地調査の結果を踏まえ第13回検討委員会で最終整備候補地として3か所を決定いたしました。

当検討委員会では、整備候補地の検討に当たり、基盤整備や収集運搬に係る経済性に優れ、余熱利用の可能性の高い土地の選定を行った結果、最終3か所の整備候補地は、いずれも県央ブロックの新ごみ焼却施設整備に適した立地条件であると判断いたしました。

ごみ焼却施設は、住民生活に必要不可欠な施設であるとの認識はされながらも、施設周辺住民からの理解を得ることが困難な施設であるため、施設の必要性や候補地の選定経過のほか、高度な燃焼技術や有害物質除去技術の進歩を丁寧に説明され、不安と心配の解消を図られよう進めていただきたい。

また、住民へ還元するための施策や防災拠点・環境学習の場としての機能を備え、周辺地域の活性化が図られる施設整備についての検討も行い、住民の皆さんの御理解と御協力を得ながら、整備地の決定をしていただきますようお願いし、検討委員会の報告といたします。

平成29年3月22日

### 県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会

委員長	中澤 廣
副委員長	笹尾 俊明
委員	千葉 啓子
委員	柿木 和夫
委員	佐々木 忠男
委員	佐々木 由勝
委員	渡邊 彰子
委員	瀬川 俊夫
委員	下斗米 利一
委員	山崎 清基

## 2. 整備候補地選定結果

当検討委員会では、新ごみ焼却施設整備に係る候補地を選定するために、以下のとおり検討を行った。

検討委員会での検討内容

回数	項目	内容
第1回		・選定作業計画の確認
第2回		・第1次選定条件の決定
第3回		・追加条件の決定
第4回	【第1次選定】 第1次調査対象地	・466か所の調査対象地を抽出 ・追加選定条件の決定
第5回	第2次調査対象地	・221か所の調査対象地を抽出 ・追加選定条件の決定
第6回		・134か所の調査対象地を抽出 ・評価条件の決定
第7回	第3次調査対象地	・60か所の調査対象地を抽出 ・第2次選定条件の決定
第8回	【第2次選定】 第1次整備候補地	・17か所の整備候補地を選定 ・第3次選定条件の決定
第9回	【第3次選定】 第2次整備候補地	・9か所の整備候補地を選定
第10回		・9か所の現地調査を実施
第11回		・第4次選定条件の決定
第12回	【第4次選定】	・3か所の整備候補地を選定
第13回	最終整備候補地	・3か所の整備候補地を決定

※検討内容の詳細は「3. 選定経過 (3) 検討委員会開催状況」を参照

第9回検討委員会の第3次選定において、第1次整備候補地17か所の候補地評価結果と相対的（比較）評価結果を合算したものを1次総合評価とし、上位9か所を第2次整備候補地に選定した。

第10回検討委員会は、第2次整備候補地を対象に現地調査を行い、その評価結果と1次総合評価結果を合算したものを2次総合評価として、第12回検討委員会の第4次選定で、その上位から最終整備候補地を選定し、第13回検討委員会において以下の3か所を最終整備候補地として決定した。

なお、選定理由は次に記載のとおりである。

○ 都南工業団地付近

排出重心に近く収集運搬の経済性に優れており、基本構想で想定している中継施設1か所が整備不要となる可能性がある。

また、都南工業団地に近接しており、周辺に住家が少ない。

○ 盛岡インターチェンジ付近

排出重心に近く収集運搬の経済性に優れており、敷地も平坦で大規模な造成工事を必要としない。整備候補地に係る情報提供依頼を行った際に、土地所有者から情報が寄せられた場所である。

○ 盛岡市クリーンセンター敷地

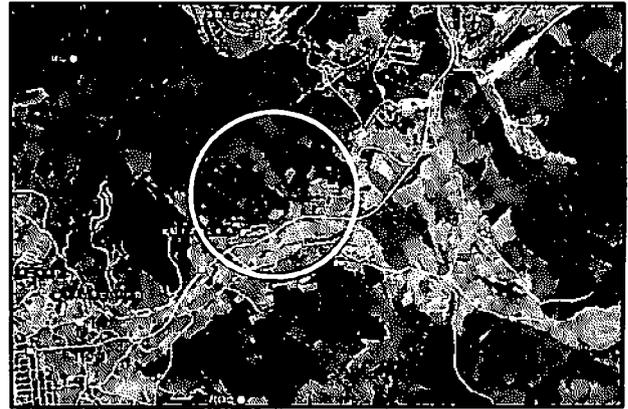
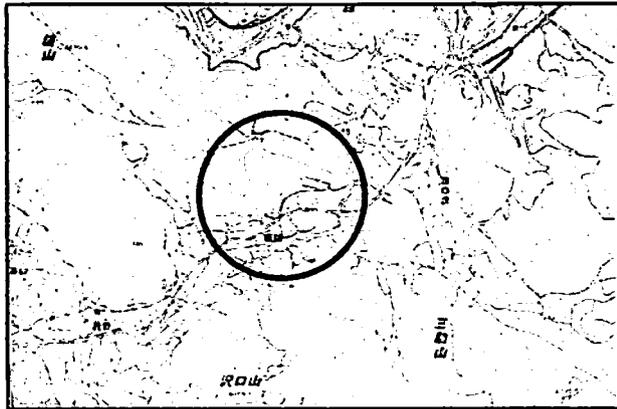
既存の盛岡市クリーンセンターの敷地で、新たな造成工事は不要であり、既存施設を稼動したまま新施設の整備が可能である。

また、既存余熱利用施設の活用が可能である。

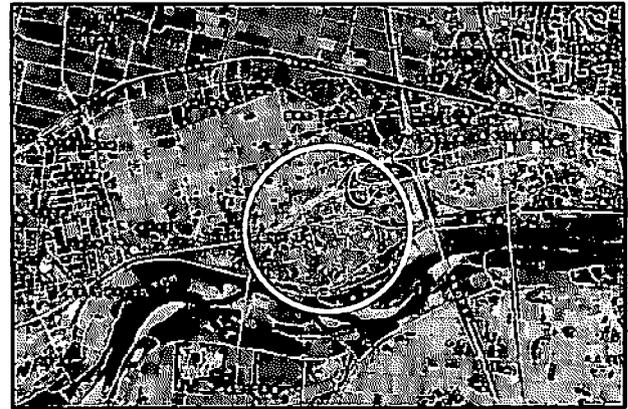
※上記、最終整備候補地の記載順は、評価結果の順位ではなく、南側から付番した調査対象地番号の順番による。

○最終整備候補地位置図

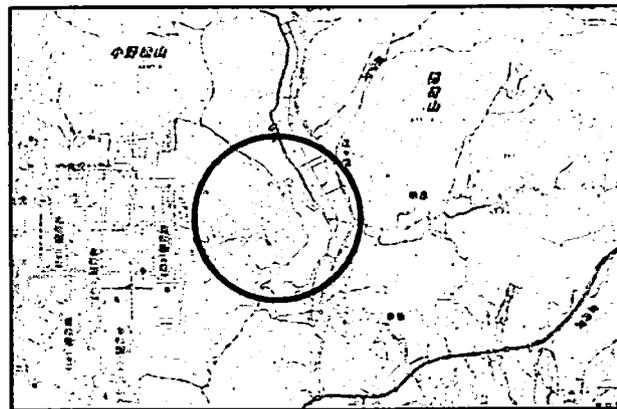
都南工業団地付近



盛岡インターチェンジ付近



盛岡市クリーンセンター敷地



### 3. 選定経過

基本構想において新ごみ焼却施設の整備地として想定された盛岡市全域を対象として、全13回の検討委員会を開催し検討を重ね、第1次から第4次の選定を行い、調査対象地の抽出から、整備候補地の絞り込みを行った。

その選定の経過は下記のとおりである。

#### (1) 整備候補地選定条件

整備候補地については、基本構想に基づき、客観性、公平性、透明性等の観点から、以下の手順により整備候補地の選定を行った。

##### ① 第1次選定

第1次選定では、はじめに施設整備に必要な面積の設定、法的制約条件や災害の影響等による立地回避要件を設定し、該当する対象地の除外を行い第1次調査対象地として466か所を抽出した。その後、段階的に絞り込みを行い、調査対象エリアによる広域的評価と、調査対象地による狭域的評価により第3次調査対象地60か所を抽出した。

##### ② 第2次選定

第2次選定では、現在の土地利用状況や地形等を勘案し、調査対象地から実際の施設を建設するための用地を設定した。その後、主要道路へのアクセスの容易性、運搬経費の経済性等の簡易評価と、用地取得の可能性、関連施設との関係等の客観的評価から第1次整備候補地17か所を選定した。

##### ③ 第3次選定

第3次選定では、同一地区から選定された近接する候補地の代表を設定した。その後、第2次選定で実施した簡易評価に用地確保の容易性、候補地選定の合意形成等を追加した候補地評価と、技術面・環境面・経済面等の相対的評価を1次総合評価として、第2次整備候補地9か所を選定した。第2次整備候補地を対象に、アクセス・周辺環境・土地状況等を確認するため現地調査を実施した。

##### ④ 第4次選定

第4次選定では、第3次選定における1次総合評価結果と現地調査結果を踏まえて2次総合評価を実施した。その結果を基準に、検討委員会の合意により最終(第3次)整備候補地3か所を選定した。

選定条件（第1次選定～第2次選定）

項目	選定条件
<p><b>第1次選定</b> ①第1次調査対象地の抽出【466か所】</p>	<p>(1) 調査対象地抽出条件〔敷地面積3ha以上〕 (2) 以下に示す立地回避要件に該当する対象地を除外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森林地域のうち保安林区域</li> <li>○自然公園地域</li> <li>○自然環境保全地域</li> <li>○鳥獣保護区のうち特別保護地区</li> <li>○土砂災害危険箇所</li> <li>○景観計画区域</li> <li>○河川・湖沼</li> <li>○開発許可区域</li> <li>○主要幹線道路・鉄道</li> <li>○公園・緑地・風致地区</li> <li>○地形要件（平均傾斜が15度を超える対象地）</li> <li>○構造物要件（避けることのできない構造物等がある）</li> <li>○不整形団地（施設整備に不適な形状地）</li> </ul>
<p>②第2次調査対象地の抽出【221か所】</p>	<p>(1) 以下に示す立地回避等要件に該当する対象地を除外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○埋蔵文化財包蔵地</li> <li>○東部山間エリア（9エリア）</li> <li>○主要道路（国道・県道・都市計画道路）から1km以上</li> </ul>
<p>③第3次調査対象地の抽出【60か所】</p>	<p>(1) 以下に示す追加除外要件に該当する対象地を除外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域（住宅専用，住居系・商業系用地地域）</li> <li>○農業振興地域（圃場整備を実施した5ha以上の農用地）</li> <li>○浸水想定区域</li> </ul> <p>(2) 以下に示すエリア評価，調査対象地評価により総合評価を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エリア評価 道路条件・収集運搬効率，経済性，周辺配慮（交通要件）</li> <li>○調査対象地評価（第2次選定で行う簡易評価の簡易版） アクセスの容易性，地質，運搬経費の経済性，開発投資の経済性，敷地面積の確保，地形</li> </ul>
<p><b>第2次選定</b> 第1次整備候補地の選定【17か所】</p>	<p>(1) 土地利用状況や地形等を勘案し，想定建設用地を設定 (2) 想定建設用地を対象に，以下に示す簡易評価，客観的評価を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○簡易評価 アクセスの容易性，地質，用地確保の容易性，運搬経費の経済性，開発投資の経済性，敷地面積の確保，地形</li> <li>○客観的評価 収集・運搬の効率性，用地取得の可能性，余熱等利用の関係 関連施設との関係，物理的制約条件・周辺環境等</li> </ul>

選定条件（第3次選定～第4次選定）

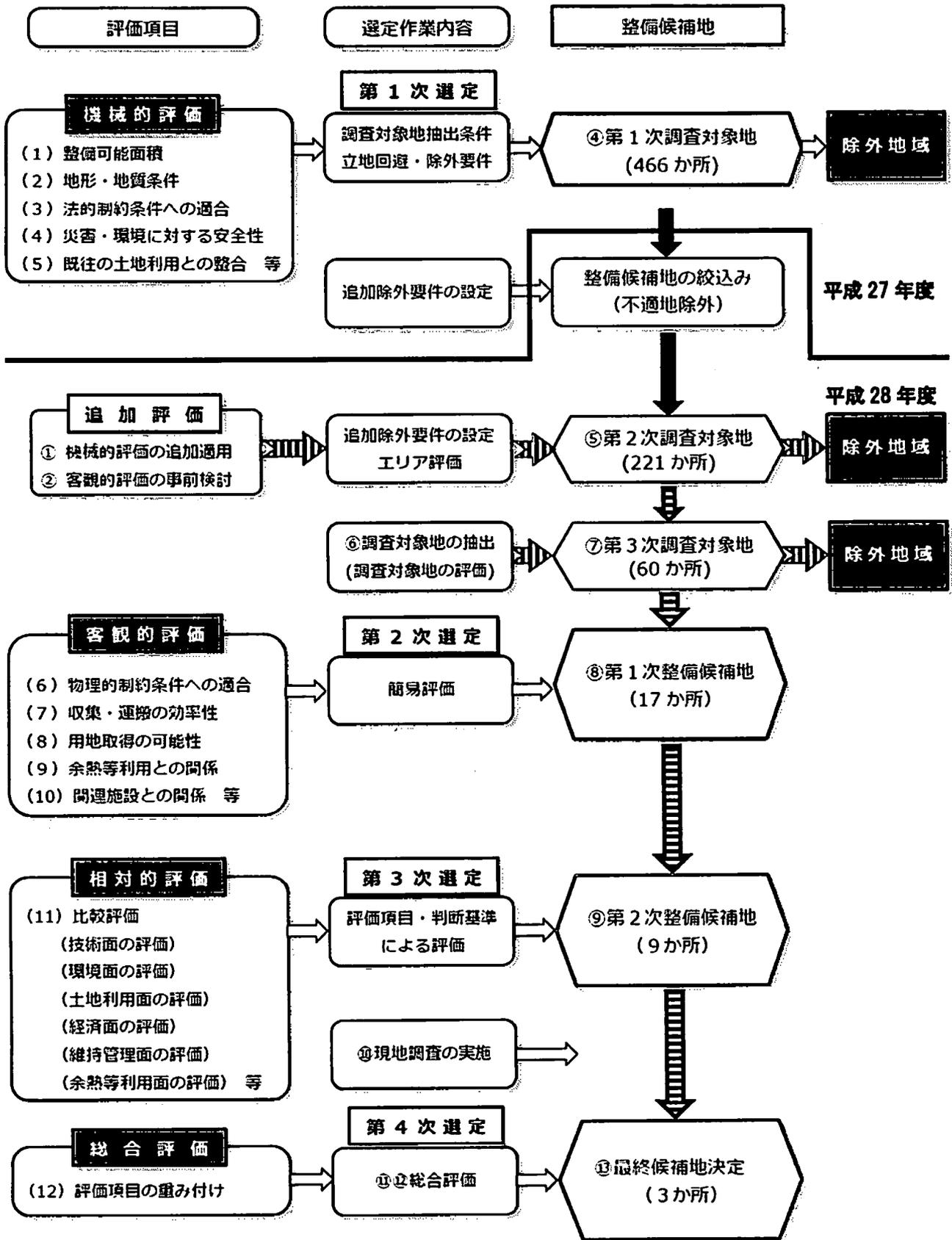
項目	選定条件
<p>第3次選定 第2次整備候補地の選定【9か所】</p>	<p>(1) 同一地区内で近接する候補地の中から、代表候補地を選定</p> <p>(2) 第1次整備候補地を対象に、以下に示す候補地評価、相対的評価を実施（1次総合評価）</p> <p>○候補地評価 アクセスの容易性、地質、用地確保の容易性、運搬経費の経済性、候補地選定の合意形成、開発投資の経済性、敷地面積の確保、地形、搬入道路の集落通過、行政計画との整合性①（土地利用構想・土地利用計画）、行政計画との整合性②（環境保護地区・環境緑化地区）、土地利用の現況、構造物等の有無、近接する水源の有無</p> <p>○相対的評価 技術面の評価、環境面の評価、土地利用面の評価、経済面の評価、維持管理面の評価、余熟等利用面の評価</p> <p>(1) 候補地評価、相対的評価を実施した第2次整備候補地（9か所）を対象に、現地調査を実施</p> <p>○現地調査評価項目 アクセス、周辺環境、土地状況、その他（総体的評価）</p>
<p>第4次選定 最終（第3次）整備候補地の選定【3か所】</p>	<p>(1) 第3次選定における1次総合評価結果と現地調査評価結果の比重を等しくし、合算した結果を2次総合評価とし、その上位から最終（第3次）整備候補地を選定</p>

(2) 検討委員会作業実績・フローチャート

整備候補地選定作業実績

年月日	検討テーマ	検討項目	詳細内容等	
平成 27 年度	9月25日 (金)	第1回検討委員会 ・広域化基本構想説明	●委員長・副委員長選任 ●候補地検討作業計画	
	11月27日 (金)	第2回検討委員会 ・調査対象地の検討	●調査対象地抽出条件の設定 ●立地回避条件の設定<1>	①整備可能面積 ②地形・地質条件 ③法的制約条件への適合 ④災害・環境に対する安全性 ⑤既往の土地利用との整合
	1月20日 (水)	第3回検討委員会 ・調査対象地の検討	●調査対象地の検討 ●立地回避条件の設定<2>	①～⑤の条件に基づき検討 ⑥地形(傾斜15度超)要件 ⑦構造物要件 ⑧不整形地の除外
	2月26日 (金)	第4回検討委員会 ・第1次調査対象地の決定 ・第2次調査対象地の検討	●第1次調査対象地の抽出 ●調査対象エリアの設定 ●立地回避条件の追加設定<1>	466か所 41地域⇒32エリア ⑨調査対象エリア除外要件 ⑩アクセスの容易性
平成 28 年度	5月24日 (火)	第5回検討委員会 ・第2次調査対象地の決定 ・簡易評価方法の検討 ・第3次調査対象地の検討	●第2次調査対象地の抽出 ●立地回避条件の追加設定<2>	221か所(466⇒221) ⑪都市計画要件 ⑫圃場整備要件 ⑬浸水想定区域
	6月29日 (水)	第6回検討委員会 ・簡易評価方法の検討 ・第3次調査対象地の検討	●回避条件設定後の調査対象地 ●エリア評価と調査対象地評価 による第3次調査対象地の評 価方法の検討	(暫定134か所(221⇒134))
	7月29日 (金)	第7回検討委員会 ・第3次調査対象地の決定 ・簡易評価方法の決定 ・第1次整備候補地の検討	●第3次調査対象地の抽出 ●客観的評価による整備候補地 の検討	60か所(221⇒(134)⇒60) ⑭物理的制約条件の適合 ⑮収集・運搬の効率性 ⑯用地取得の可能性 ⑰余熱等利用の関係 ⑱関連施設との関係
	8月～9月	整備候補地の情報提供依頼	広報(8月15日号), ホームペ ージ等による周知	情報提供: 1件
	10月14日 (金)	第8回検討委員会 ・第1次整備候補地の決定 ・第2次整備候補地の検討	●第1次整備候補地の選定 ●検討委員による客観的評価	17か所(60⇒(61)⇒17) ①～⑱の条件に基づき検討
	11月17日 (木)	第9回検討委員会 ・第2次整備候補地の決定	●第2次整備候補地の選定 ●委員による相対(比較)評価	9か所(17⇒(12)⇒9) ⑲比較評価
	11月28日 (月)	第10回検討委員会 ・候補地の現地調査	●第2次整備候補地を対象に現 地及び周辺の視察, 確認	・前回までの検討内容を現地にて確認
	1月26日 (木)	第11回検討委員会 ・最終整備候補地選定方法 の決定	●現地調査結果を総合評価に反 映する方法と, 最終整備候補地の 選定方法を決定	⑳評価項目の重み付け
	2月23日 (木)	第12回検討委員会 ・最終整備候補地の選定	●最終整備候補地の選定	3か所(9⇒3)
	3月22日 (水)	第13回検討委員会 ・報告書(最終整備候補地 決定)のとりまとめ	●最終整備候補地3か所を決定 ●報告書のとりまとめ	○選定結果及び経過内容 ○付帯意見の確認, 整理

### 整備候補地選定フローチャート



※「〇」の中の数字は、検討委員会の回数を示す。

(3) 検討委員会開催状況

回数	開催日	業務・検討内容
第1回	平成27年9月25日	<p>検討委員へ委嘱状の交付があった。</p> <p>委員長・副委員長を選出し、「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」の内容説明がなされた。</p> <p>候補地選定作業計画として、平成27年度は調査対象地域の抽出を行い、平成28年11月を目処に最終候補地3か所程度を選定することとした。</p>
第2回	平成27年11月27日	<p>調査対象地域の抽出に当たり、法的規制等による立地回避要件として11項目を設定した。</p> <p>「候補地評価項目及び判断基準」を、合理的かつ妥当な設定を事前に行うための協議を行った。</p>
第3回	平成28年1月20日	<p>第1次選定(案)の検討に当たり、法的規制等により抽出した調査対象地域の箇所数が多く、第2次選定での客観的評価に係る検討作業が困難になることから、追加除外要件(建築物・不整形・斜度15度以上)により絞り込みを進めることとした。</p> <p>「候補地評価項目及び判断基準」を、合理的かつ妥当な設定を事前に行うための協議を行った。</p>
第4回	平成28年2月26日	<p>第2回で決定した立地回避要件(埋蔵文化財包蔵地を除く10要件)、第3回で決定した除外要件を基に、第1次選定として466か所の『第1次調査対象地』を抽出した。</p> <p>選定作業を簡易に行うため『評価対象エリア』を設定し、アクセスが明らかに不利な9エリア(市東側山間部)を除く32エリアを『調査対象エリア』として抽出した。</p> <p>「主要道路から1km以上」の『調査対象地』を追加除外要件として設定した。</p> <p>「候補地評価項目及び判断基準」を、合理的かつ妥当な設定を事前に行うための協議を行った。</p>
第5回	平成28年5月24日	<p>第4回で決定した立地回避区域を除外した、221か所、約78km<sup>2</sup>(7,800ha)を『第2次調査対象地』として抽出した。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地要件により調査対象地が除外されたため、『調査対象エリア』が1減少し、31エリアとなった。</p> <p>①都市計画(市街化区域のうち住宅専用、住居系・商業系の用途地域を除外)、②農業振興地域(農用地のうち、土地改良事業の行われた大規模(連続する5ha以上)な農地を除外)、③浸水想定区域の3項目を追加除外要件として設定した。</p> <p>『第3次調査対象地』(数十箇所程度)を選定するため、調査</p>

		対象エリアによる広域的な評価（6項目）と、調査対象地による狭域的な評価（6項目）を合わせて行い、条件の良い50か所程度を抽出することに決定した。
第6回 ※非公開	平成28年6月29日	<p>第5回で決定した追加除外要件により、134か所に絞込みを行った。</p> <p>エリア評価と調査対象地評価の結果を提示し、その評価結果に基づき『第3次調査対象地』の絞込みを行うこととした。</p> <p>『第1次整備候補地』の選定方法と評価項目・判断基準（案）の検討を行った。</p>
第7回 ※非公開	平成28年7月29日	<p>第6回で提示した評価結果に基づき、総合評価順位の上位50位（調査対象地60か所）を『第3次調査対象地』として抽出した。</p> <p>『第1次整備候補地』の選定を行うため、これまでの評価メッシュから、土地利用状況や地形等を勘案し、概ね3～10ha程度の想定建設用地（切出後の調査対象地）を設定することとした。</p> <p>また、定量的な簡易評価と、委員による客観的評価に基づき、『第1次整備候補地』を選定することとした。</p> <p>『第2次整備候補地』の選定方法について協議を行った。</p> <p>第6回で立地回避区域及び除外対象地域が確定したことと、広く市民等からの意見も取り入れることとし、整備候補地に係る情報提供依頼を行うこととした。</p> <p>このため、検討委員会の開催予定を1回増やし、12回とすることとした。</p>
第8回 ※非公開	平成28年10月14日	<p>評価メッシュによる『第3次調査対象地』から、想定建設用地61か所を設定した。</p> <p>想定建設用地（第3次調査対象地）を対象に行った簡易評価（7項目）の結果を確認後、委員による客観的評価（5項目）を実施した。</p> <p>過去の覚書に基づき、該当する地区に含まれる調査対象地3か所を除外することとした。</p> <p>評価結果の上位20位、除外箇所を除く17か所を『第1次整備候補地』に選定した。</p> <p>このうち近接して存在する調査対象地については、3地区、8か所について、各地区評価結果の上位1か所を代表として選定することとした。</p> <p>『第2次整備候補地』の選定に係る、評価項目及び判断基準（14項目）と、相対的評価（6項目）を決定した。</p>

		整備候補地に係る情報提供依頼の結果として、1件の情報が寄せられた旨の報告を行った。
第9回 ※非公開	平成28年11月17日	<p>近接調査対象地3地区、8か所について各地区から1か所の代表を選定した。</p> <p>候補地評価（14項目）結果の確認後、委員による相対的評価（6項目）を実施し、評価結果の上位8か所を『第2次整備候補地』として選定した。『第2次整備候補地』を対象に現地調査を行うこととした。</p> <p>候補地評価と相対的評価に基づく1次総合評価結果と、次回（第10回）検討委員会で行う現地調査の結果に基づき、『最終（第3次）整備候補地』を選定することとした。</p> <p>現地調査に係る評価項目（9項目）を決定した。</p> <p>※評価点数の積算に誤りがあったことから、修正のうえ、候補地を1か所追加し、『第2次整備候補地』を9か所とした。</p>
第10回 ※非公開	平成28年11月28日	『第2次整備候補地』9か所を対象に、現地及び周辺の調査を行い、第9回で決定した評価内容（9項目）に基づき評価を行った。
第11回 ※非公開	平成29年1月26日	<p>検討委員会の開催を1回追加し、全13回とした。</p> <p>第9回までの評価結果（1次総合評価）と第10回の現地調査の評価の比重を等しくし、合算した結果に基づき、『最終（第3次）整備候補地』を選定することとした。</p> <p>検討委員会報告書の構成を決定し、付帯意見の内容について協議を行った。</p> <p>整備候補地に係る要望書と、2月開催の盛岡市議会全員協議会での報告内容について説明がなされた。</p>
第12回 ※非公開	平成29年2月23日	<p>『第2次整備候補地』9か所から『最終（第3次）整備候補地』3か所を選定した。</p> <p>報告書の内容及び付帯意見について検討を行った。</p>
第13回 ※非公開	平成29年3月22日	<p>下記内容に基づき報告書のとりまとめを行い、『最終整備候補地』3か所の決定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 選定結果及び経過内容</li> <li>● 付帯意見の整理</li> </ul>

## 4. 付帯意見

### (1) 周辺住民の合意形成

- ① 新ごみ焼却施設整備予定地の決定に当たっては、住民の合意と協力が不可欠であることから誠意をもって説明を行い、合意形成の図られた場所を選定すること。また、積極的に話し合いの場を設け、地域住民と一体となって施設づくりを進めるよう努めること。
- ② 住民説明に当たっては、施設のイメージがしやすいプランを提示し、事業の全体像が分かるような説明を心掛けること。
- ③ 施設の整備に伴い、地域の活性化に繋がる施策について話し合いを行うこと。
- ④ 施設のネガティブなイメージを払拭するため、愛称を設定するなど、住民から親しまれる施設となるよう検討すること。

### (2) 環境アセスメントの留意事項

- ① 施設整備に伴う環境影響評価の実施に当たっては、住民生活や自然環境の把握に努め、周辺住民の不安や心配を解消するため、調査内容について詳細な説明を行うとともに、周辺住民等の疑問には丁寧な対応をすること。
- ② 環境影響評価において排出ガスなどの拡散予測については、その予測地域の地形が重要な要因となることから慎重を期して業務に当たること。
- ③ 環境影響評価の情報にあつては、ホームページや広報等を通じて積極的に公開を行い、施設稼働後においても運転状況データなど定期的かつ速やかな公表に努め、信頼される施設の管理・運営に努めること。

### (3) 環境・景観の配慮事項

- ① 施設整備に当たっては、生活環境保全のため、最新の知見に基づく技術を導入し、最高レベルの施設を目指すとともに、排出ガス濃度等については、法令に定める基準の遵守はもとより、関係住民と協議を行い、自主規制値を設定するなど、環境負荷の低減に努めること。
- ② 施設の計画に当たっては、周辺環境に調和し、周囲の景観に馴染むデザインを取り入れるなどの配慮をすること。
- ③ 収集運搬車の通行に当たっては、極力、生活道路を使用しないよう搬入経路の設定に配慮すること。
- ④ 施設の安全稼働はもとより、収集運搬車やごみの持ち込みのための一般車両の通行に関しても十分な安全確保を図ること。

- ⑤ 冬期間における施設への搬入経路の除雪対策については、当初から除雪計画に盛り込むなど配慮すること。

#### (4) 施設の付帯機能（余熱利用・還元施設等）

- ① 施設整備に当たり、高効率のエネルギー回収施設を目指すとともに、太陽光などの再生可能エネルギーを取り入れた自然調和型施設の整備に努めること。
- ② 循環型社会形成のため、中心的な機能を有する施設とし、環境学習や環境啓発の拠点として活用するとともに、環境に関する各種情報発信に努めること。
- ③ 施設整備に当たっては、耐震構造とするなど災害に強い施設とし、発災時には周辺住民が安全に避難でき、地域防災の拠点として活用できるよう配慮すること。
- ④ 余熱利用・還元施設等の整備に当たっては、周辺住民と十分な協議を行い、地域のニーズを踏まえた、将来的な発展に繋がる計画とすること。

#### (5) ごみ減量化・3R推進等の取組について

- ① 循環型社会形成のため、住民一人ひとりがごみのリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R（スリーアール）推進に積極的に取組むことが重要であることから、住民と行政が一体となり、ごみの発生抑制に努めること。
- ② ごみの減量目標を定め、ごみの減量・分別施策の推進を図り、これらの取組みによる削減量と、今後の人口動態を考慮し、ごみ排出量等の将来予測を適切に行い、適正な施設規模による計画とすること。

#### (6) 要望書等の取扱いについて

- ① 平成29年1月23日付けで「盛岡商工会議所・都南地域運営協議会」より検討委員会あてに『県央ブロックごみ処理施設整備候補地について』と題して、「西南都南エリア」への施設誘致に係る要望書の提出がなされた。

検討委員会においては、要望書の受領時点において第3次選定による第2次整備候補地9か所の選定を行い、現地調査まで終了しており、これまでの選定過程を踏まえて候補地への追加は行わないこととした。

今後も、同様の要望が寄せられることも想定されることから、本件を含め検討委員会が設定した、除外要件や立地回避要件、評価項目に基づき、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において取扱いの判断をされるよう要望する。

- ② 平成28年5月31日付けで「庄ヶ畑町内会」から、『新ごみ焼却施設を現クリーンセンター敷地に整備しないこと』とする陳情書の提出がなされている。

また、平成 29 年 2 月 18 日付けで「ごみ処理広域化計画の撤回を求める会」から、『現クリーンセンター敷地を整備候補地から除外すること』との要請書が、検討委員会の各委員あてに送付されている。

検討委員会では整備候補地の選定に当たり、客観性、公平性、透明性等の観点から、地理や地形的な条件、用地の取得・造成、収集運搬等の経済性や、土砂災害、水害及び地質などの防災面等を条件に検討を行ってきたものである。

このことから、現クリーンセンターに係る覚書の取扱いについては、その当事者である盛岡市が、取交しを行った自治会と誠意を持って協議に当たられたい。

なお、候補地選定に係る経緯については、協議会が関係者に対し丁寧な説明を行うこと。

# 資 料 編

県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属	摘 要
1号委員（3名） 学識経験者	中澤 廣	岩手大学理工学部	委員長
	笹尾 俊明	岩手大学人文社会科学部	副委員長
	千葉 啓子	岩手県立大学 盛岡短期大学部	
2号委員（4名） 住民代表	柿木 和夫	盛岡市町内会連合会（都南地域）	
	佐々木 忠男	盛岡市町内会連合会（盛岡地域）	
	佐々木 由勝	玉山地域自治会連絡協議会	
	渡邊 彰子	環境省3R推進マイスター	
3号委員（3名） 関係団体	稲森 久展	盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課	平成28年3月31日まで
	瀬川 俊夫	盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課	平成28年4月18日から
	下斗米 利一	盛岡市廃棄物業協会	
	山崎 清基	盛岡商工会議所 (環境問題特別委員会)	

県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会  
設置要綱

(趣旨)

第1 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下「協議会」という。）が協議しているごみ処理施設整備候補地（以下「候補地」という。）の選定を行うため、県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、候補地に係る次に掲げる事項について検討し、協議会会長へ報告するものとする。

- (1) 評価方法・選定条件の検討に関する事。
- (2) 現地及び周辺等の調査に関する事。
- (3) 評価・選定に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、協議会会長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 住民代表 4人
- (3) 関係団体 3人

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から第2に掲げる所掌事項が終了した時までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、協議会会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

- 4 委員会は、原則公開とし、会議の傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 委員長は、会議内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
  - (1) 盛岡市情報公開条例（平成12年盛岡市条例第51号）第7条に規定する不開示情報に関する事項について審議等を行うとき。
  - (2) その他会議を公開することにより、公正円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。
- 6 委員長は、会議の概要を記載した記録を作成し、これを公開するものとする。
- 7 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務等）

- 第7 委員は、検討の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員の報償）

- 第8 委員の報償は、盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年盛岡市条例第24号）に準じて支給する。ただし、特別の事情があるときは、特段の取扱いをすることができる。

（庶務）

- 第9 委員会の庶務は、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会事務局において処理する。

（委任）

- 第10 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（施行期日）

- 第11 この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

県央ブロックごみ焼却施設整備候補地検討委員会  
傍聴要領

(趣旨)

第1 この要領は、県央ブロックごみ焼却施設整備候補地検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第6第4項の規定に基づき、県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会（以下「委員会」という。）会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2 会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の手続)

第3 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議開催予定時刻の30分前から、傍聴人記名簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

2 会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、第2第2項で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が定員に達していない場合においても、開会後の新たな傍聴希望者の受付は行わない。

(傍聴できない者)

第4 第2及び第3の規定にかかわらず、次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、刀剣、火薬その他の危険物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ポスター、ビラ、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者

(5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を所持している者で会議の妨げとなるおそれのある者

(6) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

(禁止事項)

第5 傍聴人は、会議の傍聴中は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、拍手その他の方法により、自己の意見を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いをする等騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすき、腕章の類を身につける等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た者については、この限りでない。
- (5) 携帯電話等は電源を切るか、又はマナーモードに設定すること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第6 傍聴人は、会議室において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、報道等を業とする者が、あらかじめ委員長の承認を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退去)

第7 傍聴人は、要綱第6第5項の各号のいずれかに該当する場合は、委員長の指示に従い速やかに退去しなければならない。

(委員長等の指示)

第8 傍聴人は、委員長及び庶務担当職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9 委員長は、傍聴人がこの要領に違反し、又は委員長の指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(施行期日)

第10 この要領は、平成27年8月26日から施行する。